

議第 6 9 号

高島市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 4 日

高島市長 福 井 正 明

---

高島市税条例の一部を改正する条例

(高島市税条例の一部改正)

第 1 条 高島市税条例（平成 1 7 年高島市条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 4 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 5 4 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 法第 3 4 3 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

付則第 1 0 条中「法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 6 1 条または第 6 2 条」を、「または法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 6 1 条もしくは第 6 2 条」を加える。

付則第 1 0 条の 2 第 1 6 項中「をいう」の次に「。第 1 9 項において同じ」を加え、同条に次の 1 項を加える。

1 9 法附則第 6 2 条に規定する条例で定める割合は、零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋および構築物にあっては零）とする。

付則第 1 5 条の 2 中「令和 2 年 9 月 3 0 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」

に改める。

第2条 高島市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

付則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

付則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

付則第10条中「第61条または第62条」を「第63条または第64条」に、「第61条もしくは第62条」を「第63条もしくは第64条」に改める。

付則第10条の2第19項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

付則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

付則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

付則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例

)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第3条 高島市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項および第23項の申告書に」を「第321条の8第34項および第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項または第19項」を「または第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項および第23項」を「第321条の8第34項および第35項」に改める。

第20条中「および第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項および第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間もしくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間または同項第4号」を「もしくは同項第2号の期間または同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項および第23項」を「第31項、第34項および第35項」に、「第10項、第11項および第13項」を「第9項、第10項および第12項」に、「第4項、第19項および第23項」を「第31項および第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項および第11項または第68条の91第4項および第10項」を「第66条の7第4項および第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項および第10項または第68条の93の3第4項および第10項」を「第66条の9の3第3項および第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、同

条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項または第19項」を「または第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中、「、第4項または第19項」を「または第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項または第19項」を「または第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項もしくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項もしくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項または第19項」を「または第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項または第4項」を「または第2項」に改め、同条第3項中「、第4項または第19項」を「または第31項」に改め、「（同条第2項または第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、または法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項または第19項」を「または第31項」に改める。

第52条第4項から第6項まで削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.

7本」を「1本」に改める。

付則第3条の2第2項中「および第4項」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中高島市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定および同条第4項の改正規定ならびに付則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第2条中高島市税条例第24条第1項第2号、第34条の2および第36条の2第1項ただし書の改正規定ならびに同条例付則第3条の2、第4条第1項、第10条および第10条の2の改正規定ならびに付則に次の1条を加える改正規定ならびに次条ならびに付則第3条第1項および第2項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第3条中高島市税条例第94条第2項ただし書の改正規定および付則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）および付則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第2条中高島市税条例付則第17条第1項および第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の高島市税条例（以下「新条例」という。）付則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法

第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。) または旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。) 」とする。

第4条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の高島市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税および4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、また課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、また課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。